「131,200円」を「134,900円」に改め、同号を同表第四十七号とし、同表第六十号一算式中「920,000円」を「1,012,000円」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表中第六十一号を第四十九号とし、第六十二号を第五十号とし、同表第六十三号中「前条第一項第一号の表第二十九号」を「前条第一項第一号の表第二十三号」に、「295,124円」を「280,864円」に、「151,095円」を「145,544円」に改め、同号を同表第五十一号とし、同表第六十四号を同表第五十二号とし、同表第六十五号を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 六十五　公債費負担が多額であること。 | 特定被災地方公共団体である市町村又は平成二十五年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上（合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法第七条第七項の規定による告示のあつたもの及び同条第二項に規定する合併市町村並びに旧法第二条第二項に規定する合併市町村（平成七年四月一日以後に同条第一項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）にあつては、十六・〇パーセント以上）かつ平成二十四年度の財政力指数が〇・四九以下である市町村について、次の算式によつて算定した額とする。<br>算式<br>A×0.5（指定都市以外の市町村にあつては、0.8）<br>算式の符号<br>A　年利率が3％を超える政府資金又は旧公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が3％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額 |

第三条第一項第三号イの表第六十五号を同表第五十三号とし、同表第六十六号中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削り、同号を同表第五十四号とし、同表第六十七号中「前条第一項第一号の表第六十四号」を「前条第一項第一号の表第五十一号」に改め、同号を同表第五十五号とし、同表第六十八号を同表第五十六号とし、同表第六十九号二中「四、六三〇時間」を「四、六三四時間」に改め、同号を同表第五十七号とし、同表中第七十号を第五十八号とし、第七十一号を第五十九号とし、同表第七十二号中「前条第一項第一号の表第六十号」を「前条第一項第一号の表第四十七号」に改め、同号を同表第六十号とし、同表第七十三号一中「前条第一項第一号の表第六十二号」を「前条第一項第一号の表第四十九号」に改め、「算定した額」の下に「（この場合において、同号中「実質公債費比率が十三・七パーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が九・二パーセント未満」と、「将来負担比率が二百十・五パーセント未満」とあるのは「将来負担比率が六十・〇パーセント未満」と読み替えるものとする。）」を加え、同号二中「第三セクター等改革推進債」を「平成二十五年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「九・九パーセント」を「九・二パーセント」に、「六十九・二パーセント」を「六十・〇パーセント」に改め、同号二算式の符号A中「第三セクター等改革推進債」を「平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債」に改め、同号を同表第六十一号とし、同表中第七十四号を第六十二号とし、第七十五号から第七十八号までを十二号ずつ繰り上げ、同表第七十九号中「前条第一項第一号の表第六十七号」を「前条第一項第一号の表第五十四号」に改め、同号を同表第六十七号とし、同表第八十号中「前条第一項第一号の表第六十八号」を「前条第一項第一号の表第五十五号」に改め、同号を同表第六十八号とし、同表第八十一号算式の符号B中「4,190円」を「4,040円」に改め、同号を同表第六十九号とし、同表第八十二号を同表第七十号とし、同表第八十三号中「前条第一項第一号の表第六十九号」を「前条第一項第一号の表第五十六号」に改め、同号を同表第七十一号とし、同表に次の二号を加える。

| | |
|---|---|
| 七十二　ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。 | ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費があること。 |
| 七十三　スクールバス等に要する経費があること。 | 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に期間を限定して運行される市町村立小学校又は中学校の児童又は生徒の通学の用に供するスクールバス等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に五、六七二、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。 |

第三条第一項第三号ロ中「、第十二号及び第十六号」を「及び第十四号」に改め、同号ロの表第三号一の表を次のように改める。

| 区分 | 額 |
|---|---|
| 一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財 | |
| 重要文化財のうち建造物であるもの | 五六〇、〇〇〇円 |
| 重要文化財のうち建造物以外のもの | 二〇、〇〇〇円 |
| 登録有形文化財のうち建造物であるもの | 二〇、〇〇〇円 |
| 重要伝統的建造物群保存地区 | 八、五八〇、〇〇〇円 |
| 重要無形文化財（選定保存技術を含む。） | 三三〇、〇〇〇円 |
| 重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財 | 六六〇、〇〇〇円 |
| 史跡名勝天然記念物 | 一、〇二〇、〇〇〇円 |
| 重要文化的景観 | 一、〇二〇、〇〇〇円 |
| 二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該市町村の条例により指定された文化財 | |
| 建造物 | 一三〇、〇〇〇円 |
| 伝統的建造物群保存地区 | 二二〇、〇〇〇円 |
| 美術工芸品 | |
| 登録文化財のうち建造物であるもの | 一〇、〇〇〇円 |
| 登録文化財のうち美術工芸品であるもの | 六〇、〇〇〇円 |
| 登録記念物 | 一〇、〇〇〇円 |
| 登録有形民俗文化財 | 一〇、〇〇〇円 |
| 無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観 | 三〇、〇〇〇円 |

第三条第一項第三号ロの表第四号中「〇・五」を「〇・二五」に改め、同表第五号三中「〇・〇七七」を「〇・〇八一」に改め、同表第七号中「又は消防の広域再編のために広域化重点支援消防に指定された市町村、一部事務組合若しくは広域連合が行う事業」を削り、「第三条第一項第三号イの表第五十五号、同表第七十五号及び同表第七十六号」を「第三条第一項第三号イの表第四十三号、第六十三号及び第六十四号」に改め、同表第八号算式中「94,000円」を「81,000円」に、「22,000円」を「21,000円」に改め、同表第九号中「前条第一項第一号の表第四十一